

## **MCFrame ユーザ会会則**

### **第1条 (名称)**

1. 本会の名称は MCFrame ユーザ会 (以下、本会という) と称し、略称を MCUG とする。  
(MCUG は、MCFrame Users Group)

### **第2条 (目的)**

1. 本会は mcframe 製品、およびその関連製品の有効活用等に関する情報交換・研究ならびに会員相互の親睦を図ることを目的とする。

### **第3条 (事業)**

1. 本会は前条の目的を達成するために次の事業を行う。
  - ① mcframe 製品についての情報収集、導入事例研究
  - ② 研究分科会によるシステム研究、ソリューション研究
  - ③ モデル事業所や企業の見学、講演会の開催
  - ④ ユーザ総会 (年 1 回)
  - ⑤ 研修会の開催
  - ⑥ 会員相互の親睦事業
  - ⑦ その他、会の目的達成のために必要な事業

### **第4条 (会員)**

1. 本会の会員は正会員、海外会員、賛助会員、海外賛助会員、特別賛助会員、名誉会員、特別会員に分けられる。
  - ① mcframe ユーザは正会員という。正会員は法人とし、会員の代表者を登録しなければならない。
  - ② mcframe ユーザのうち海外会員として入会するユーザを海外会員という。海外会員は海外に本店を置く法人とし、会員の代表者を登録しなければならない。
  - ③ mcframe のパートナーで、本会の趣旨に賛同する企業は賛助会員という。賛助会員は法人とし、会員の代表者を登録しなければならない。
  - ④ mcframe の海外パートナーで、本会の趣旨に賛同する企業は海外賛助会員という。海外賛助会員は海外に本店を置く法人とし、会員の代表者を登録しなければならない。
  - ⑤ ビジネスエンジニアリング株式会社は特別賛助会員という。特別賛助会員は法人とし、会員の代表者を登録しなければならない。
  - ⑥ 本会への功労の実績があり、特に本会の活動に貢献し得ると役員会に認められた個人は、役員会所定の手続きを経て名誉会員となることができる。
  - ⑦ ①、②、③、④、⑤、⑥項以外の者で、本会の目的に賛同する者は、役員会の許可がある場合、役員会所定の手続きを経て特別会員となることができる。

特別会員は法人、または個人とする。法人会員は会員の代表者を登録しなければならない。

2. 総会の議決権は正会員に各1票のみ与えられるものとし、役員は正会員の中から選出されるものとする。
3. 会員は、総会、または役員会の決定により、本会主催の事業への参加が制限されることがある。

#### 第5条 (入会)

1. 会員は、本会の趣旨に賛同し、且つ本会の発展に寄与できると役員会により認められた場合に、入会できるものとする。
2. 本会の会員として入会を希望する場合は、別に定める「入会申込書」に必要事項を記入し事務局に申し込む。役員会が入会を承認した場合、当該承認日をもって入会日とする。

#### 第6条 (退会・除名)

1. 会員が、本会を退会しようとする場合は、別に定める「退会届」を事務局に提出するものとする。事務局が退会届を受領した日をもって退会日とする。
2. 前項にかかわらず、会員が以下のいずれかに該当する場合、役員会は、その決定により当該会員を除名することができる。
  - ① 本則に違反したとき
  - ② その他会員が本会の趣旨に反する行為をしたときなど、会員としての適格性を欠くと役員会が認めたとき

#### 第7条 (役員)

1. 本会は次の役員をおく。

会長	1名
副会長	若干名
幹事	若干名
会計監事	1名
2. 本会は必要に応じて若干名の顧問をおくことができる。

#### 第8条 (役員任期)

1. 役員任期は2年目の定時総会までとする。但し重任を妨げない。
2. 補欠役員任期は前任者の残任期間とする。

#### 第9条 (役員義務)

1. 会長は本会を代表して、会務を統括する。
2. 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときはその代表となる。
3. 幹事は会務運営に関する協議に参画する。
4. 会計監事は本会の会計経理を監査する。

## 第10条（役員会）

1. 役員会は会長が召集し、議長となる。会長が欠席の場合は、会長が代理として指名した者が議長となる。
2. 役員会は会長、副会長、幹事により構成され、付議事項は次のとおりとする。
  - ① 会の活動、運営に関する事項
  - ② 会員の加入等に関する事項
  - ③ 総会の開催に関する事項
  - ④ 役員の変更に関する事項
  - ⑤ その他会執行に関する重要事項
3. 役員会の議事は、出席者の過半数を以って決し、可否同数の時は議長の決するところによる。
4. 顧問、会計監事は役員会に出席して意見を述べる事が出来る。

## 第11条（総会）

1. 総会は会長が召集し、議長となる。会長が欠席の場合は、会長が代理として指名した者が議長となる。
2. 総会は次の事項を決定する。
  - ① 活動報告の承認および決算案の承認
  - ② 活動計画の承認および予算案の承認
  - ③ 役員の変更
  - ④ 会則の改訂
  - ⑤ その他重要な事項
3. 総会は正会員の2分の1以上の出席を得て成立し、議事は出席正会員の過半数を以って決する。可否同数の時は議長の決するところによる。

## 第12条（会費）

1. 本会の運営に要する資金は、正会員、海外会員、賛助会員、海外賛助会員、特別賛助会員、名誉会員および特別会員が拠出する会費により賄う。  
会費は毎年1回、各事業年度開始直前の8月末までに納入するものとし、既納会費の払い戻しは行わない。  
会費の支払いのために必要な銀行振込手数料等は、会員の負担とする。
  - ① 正会員の年会費は20,000円とする。
  - ② 海外会員の年会費は5,000円とする。
  - ③ 賛助会員の年会費は100,000円とする。
  - ④ 海外賛助会員の年会費は25,000円とする。
  - ⑤ 特別賛助会員の年会費は500,000円とする。
  - ⑥ 名誉会員の年会費は5,000円とする。
  - ⑦ 特別会員の年会費は法人の場合30,000円、個人の場合10,000円とする。

2. 年度途中に入会する場合、年会費の月割は行わないものとし、入会の翌月末までに納入するものとする。
3. 行事等の性格により、役員会において必要と認めた場合は特別会費を徴収することが出来る。
4. 海外会員および海外賛助会員は、第1項の年会費を所在国通貨建で支払うことが出来る。この場合の通貨換算レート、支払方法等については、事務局が定める。

### 第13条（事務局）

1. 本会の運営、その他事務はビジネスエンジニアリング株式会社に事務局を設置して行う。
2. 本会の会計は事務局において担当し、年1回の総会において報告するものとする。

### 第14条（事業年度）

1. 本会の事業年度は毎年9月1日より翌年8月31日までとする。

<2012年8月30日改正付則>

#### 第1条

本則第14条の改正に関わらず、2012年7月1日に開始した事業年度は、2013年8月31日に終了する。会員は、当該事業年度における会費を2012年8月末までに本則第12条にしたがって支払うものとする。当該会費の額は、本条に関わらず、本則第12条のとおりとする。

#### 第2条

2013年9月1日以降に開始する各事業年度は本則第14条のとおりとし、会員は当該各事業年度の会費（本則第12条に定める金額とする）を当該各事業年度の開始直前の各8月末までに本則第12条にしたがって支払うものとする。